

会 議 資 料

令和6年10月31日（木曜日）

西脇市役所 3階 大会議室

西脇市まち・ひと・しごと創生会議

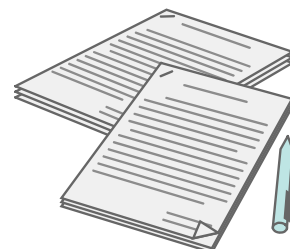
まち・ひと・しごと創生会議の運営について

1 創生会議の趣旨

本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方創生（人口減少社会に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけること。）の実現を目指す『西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略（通称：総合戦略）』を策定し、様々な取組を進めています。

この総合戦略の推進や検証等を行っていくために、市の附属機関として『西脇市まち・ひと・しごと創生会議（通称：創生会議）』を設置するものです。

創生会議は、国からの通知を踏まえて、産業界・行政機関・学術機関・金融機関・労働団体・子育て支援関係者などを交えた組織体制としており、当該組織において協議・検討することにより、広く関係者の意見を反映し、地域一体となって人口減少という大きな課題に取り組んでいくことを目指すものです。



2 会議の概要

(1) 委員数

10名程度で構成します。

(2) 会長及び副会長

委員の互選により会長を定めます。

(3) 会議の業務

- ・総合戦略の推進・検証及び改定に関すること。
- ・人口減少対策に関すること。
- ・その他地方創生の推進に関すること。

（デジタル田園都市国家構想交付金等の地方創生関連交付金など）

(4) 委員の任期

令和6年10月31日から令和8年10月30日まで

3 会議の公開

(1) 会議は傍聴できるものとします。

(2) 会議終了後に速やかに発言趣旨を要約した会議録を作成します。

西脇市まち・ひと・しごと創生会議傍聴要綱

1 趣旨

この要綱は、西脇市まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人の定員

傍聴人（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は、原則5人とする。ただし、会長は、会議の会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

3 傍聴の手続

(1) 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴希望者受付名簿（様式第1号）に必要事項を記入しなければならない。

(2) 傍聴希望者の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から開始5分前までにおいて先着順で行うものとする。

4 傍聴証の交付等

(1) 傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（様式第2号）を交付する。ただし、傍聴希望者が受付開始時において第2項の定員を超えるときは、抽選により定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を決定する。

(2) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

5 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴席に入ることができない。

(1) 刃物その他危険なものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 鉢巻き、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機及びパソコンの類を携帯している者（報道関係者を除く。）

(7) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

6 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議の傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) 飲食及び喫煙をしないこと。

- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の電源は切ること。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

7 傍聴の違反に対する措置

傍聴人がこの要綱の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

8 会議資料の提供

- (1) 会長は、傍聴人に会議資料を無償で配布するものとする。
- (2) 前号の会議資料が不開示情報を含むものであると認めるときは、当該不開示情報に係る部分を除いたものを配布することができる。
- (3) 会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を会場に備え、閲覧に供することができる。

9 規律

- (1) 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
- (2) 会場において、資料、新聞及び文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

